

白岡市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事又は製造の請負、業務の委託、物品の購入又は賃貸借その他（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、白岡市契約規則（平成28年白岡市規則第22号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及び白岡市公共工事電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、白岡市建設工事標準請負契約約款（業務委託の場合は、白岡市標準業務委託契約約款。以下「契約約款」という。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「設計図書」という。）、白岡市競争入札参加者心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、市の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行及び他の入札参加者の入札手続の妨害を行ってはならない。

(指名の取消等)

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、工事等を故意に粗悪にし、又は品質若しくは数量に関して、不正行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当し、入札参加停止又は入札参加除外を受けた場合は、その指名を取り消す。

- (1) 白岡市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程の別表第1又は別表第2の各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 白岡市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年白岡町告示第151号）別表各号のいずれかに該当したとき。

(入札の参加資格)

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 白岡市競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、白岡市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置及び白岡市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に基づく指名除外を受けていない者であること。

(入札)

第6条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

- 2 入札は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法に従い、書面により入札書を提出する方法（以下「紙入札」という。）又は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
- 3 紙入札にあつては、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認めない。
- 4 電子入札システムにあつては、開札時において入札書が不着の場合は辞退したものと扱う。
- 5 入札参加者は、紙入札にあつては、入札書に必要な事項を記載し、記名の上、封筒に入れて提出しなければならない。
- 6 入札は、入札者が見積った金額から消費税及び地方消費税を除いた額によ

り行わなければならない。ただし、指名通知において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

7 紙入札を行う場合、入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を提出させなければならない。

8 入札公告等で指示がある場合又は電子入札システムにより行う場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

9 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、電子入札の場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで、辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、白岡市公共工事等電子入札運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。ただし、紙入札にあつては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札公告等で指定した開札日時、開札場所において行い、落札者を決定する。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札においては、落札候補順位を決定する。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等により入札書を提出した者がした入札
- (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (7) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (8) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (9) 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札
 - イ 記載すべき事項の記入がない入札書による入札又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - ウ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - エ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - オ 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順（売払いにあっては入札価格の高い順）に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

3 落札者の決定がなされたときは、電子入札システムで通知する。ただし、紙入札による場合は、その場でその旨を発表し、後日落札者に通知する。

（くじによる落札者の決定）

第13条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとし、当該入札者は、くじを辞退することができない。

2 前項の場合において、紙入札にあっては、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第14条 開札した結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

2 再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者に限る。ただし、初度入札において最低制限価格未滿の価格の入札、無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。

（契約書等の提出）

第15条 落札者は、第12条第3項の通知を受けた日から7日以内に、建設工事請負契約書又は業務委託契約書若しくはその他契約書に記名押印の上、

契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

(2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告等で示した資格を有しなくなったとき。

(3) 落札者が市から指名停止措置を受けたとき。

(4) 落札者が白岡市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に基づく指名除外の措置を受けたとき。

（契約の確定）

第16条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

（議会の議決を要する契約）

第17条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白岡町条例第6号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決後に本契約を締結する。この場合において、議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

（異議の申立）

第18条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書、現場等についての不明を理由にして、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第19条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管する。

2 前項の内訳書は、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

附 則

- 1 この心得は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札心得及び白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札心得は、廃止する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までに公告し、又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。